

## 温室効果ガス排出量、基準年比4.9%増加

問合せ先/環境衛生課 (979-8112)

### 温室効果ガス削減にご協力をお願いします！

町が管理運営する施設から排出された平成22年度の温室効果ガス総排出量は10,685tになりました。

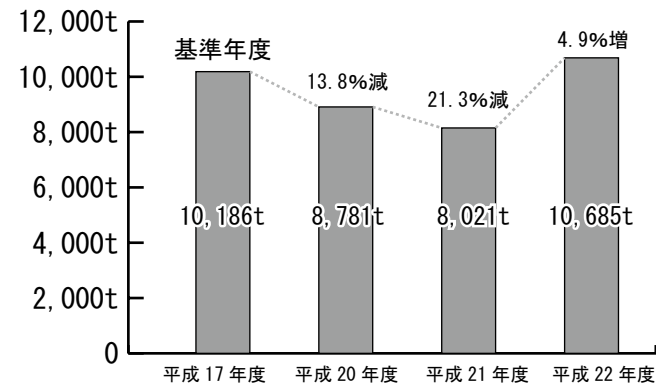
基準年度（平成17年度）実績10,186tに対し、4.9%増加したことになります。

主な原因は、廃棄物の内容が変動したため（プラスチックの混入など）であり、廃棄物の内容確認・ごみの分別の徹底や内容分析についても今後の課題となります。

灯油・重油などの使用料は減少されています。引き続きご協力をお願いします。

### 温室効果ガス排出量の推移

（直近3年間および基準年度の排出量実績）



温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算量です。

### 地球温暖化防止に取り組みましょう！

日常生活などで使用している電気やガスなどのエネルギーを使用することも、温室効果ガス排出の原因の1つです。町では、引き続き職員一人ひとりが温暖化防止対策に取り組み、ごみの減量、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。

皆さんも、今後も可燃ごみや古紙・廃食用油の分別、マイバックの使用によるごみの削減などさまざま地球温暖化防止へのご協力をお願いします。



町では、町が管理運営するすべての施設から排出される温室効果ガスの排出量削減を目的として、平成13年度に「函南町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画に基づき、平成24年度までに基準年である平成17年度に対して9%の削減を目標に定めて取り組んでいます。また、京都議定書（平成17年2月発効）に基づき平成24年までに平成2年に対して6%の温室効果ガス削減が国際的に義務づけられています。

### 確認しましょう！

#### 軽自動車税の納期限が変わります

平成24年度から軽自動車税の納期が「5月6日」から「5月31日」に変更されます。納税通知書は5月上旬頃の発送予定です。なお、お手持ちの平成23年度軽自動車税納税証明書（継続検査用）の有効期限は、平成24年5月6日となっておりますので、平成24年5月7日～平成24年5月30日の間、車検等の継続検査を受ける人は、軽自動車税納税証明書を窓口にて発行します。

問合せ先/税務課 (979・8109)

#### 下水道の供用開始区域・受益者負担金（分担金）の縦覧を開始します

平成23年度に工事を完了した函南町公共下水道の一部が供用開始となります。

供用開始に伴い、平成24年度下水道受益者負担金（分担金）の賦課対象区域の縦覧を行います。

日時/使用できる日や区域

3月16日（金）～4月16日（月）

賦課される区域

4月2日（火）～4月16日（月）

9時～17時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

場所/函南町役場 2階下水道課

問合せ先/下水道課 (979・8118)

## 狂犬病予防集合注射を行います

問合せ先/環境衛生課 (979-8112)

犬の飼い主には、犬の登録と、犬への狂犬病予防注射（年1回）が法律で義務付けられています。大切な愛犬のためにも、忘れずに受けましょう

4/9 (月)	9:00～9:20	大竹グラウンド	4/11 (水)	9:00～9:20	桑原公民館
	9:35～9:55	新幹線公民館		9:35～9:55	パサディナ公民館
	10:10～11:00	上沢公民館		10:10～10:30	柿沢台自治会館
	13:00～13:20	柏谷老人いこいの家		10:40～11:00	畑毛公民館
4/10 (火)	13:30～14:10	柏谷公園（東側駐車場）	4/14 (土)	13:00～13:40	間宮公民館
	14:30～15:00	平井公民館		14:00～14:20	函南町西部コミュニティセンター
	9:00～9:10	鬢之沢公民館		14:30～14:40	日守公民館
	9:30～9:40	田代公民館	15:00～15:10	新田公民館	
	9:50～10:00	軽井沢公民館	4/14 (土)	9:00～9:50	JA三島函南仁田支店
	10:10～10:30	函南町農村環境改善センター		10:00～10:50	塚本公民館
	10:40～11:00	畑公民館		13:00～13:20	八ツ溝公民館
	13:00～13:15	エメラルド東口バス停前		13:30～15:00	函南町役場
13:30～14:00	ダイヤモンド管理事務所				
14:30～15:00	仁田公民館				



### ～飼い主の皆さんへお願い～

日頃は落ち着いた犬も、慣れない場所での注射に興奮して暴れてしまうことがあります。会場には犬を抑えることができる人が来てください。

ふんは必ず持ち帰りましょう。犬の体調がよくない場合、最近予防接種などを受けている場合は申し出してください。

持ち物/愛犬手帳（愛犬カード）、注射手数料3,320円、（おつりのないように）、予防注射案内はがき、ふんの処理用具

その他/都合のつかない場合は、6月30日（土）までに、動物病院で必ず予防注射を行いましょう。未登録の場合は事前に環境衛生課で登録をしてください。登録手数料は1頭につき3,000円です。犬が死亡してしまった場合、飼い主が変更になった場合は、環境衛生課に届け出をお願いします。

### 軽自動車税の減免制度のお知らせ

身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者（以下障害者）のために専門的に使用する軽自動車で、基準に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。減免を希望する人は申請してください。昨年度に減免申請をした人には、4月中旬に減免手続きの案内を送付します。

減免車両/障害者1人につき軽自動車1台（自動車税の減免を受ける人は、軽自動車税の減免を受けることができません）

減免対象/①障害者等が所有・運転する軽自動車②障害者が所有し、生計を共にする人が運転する軽自動車（知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者は、生計を共にする人の所有も可）③障害者のみの世帯で、障害者が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車

※いずれも障害の程度などが一定の範囲に該当する場合に減免対象となります。

申請期間/4月23日（月）～5月24日（木）

必要書類/証明書類（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれか）、印鑑、免許証、車検証

問合せ先/税務課 (979・8109)